大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会 設置要綱

（目的）
第１条　大阪府において新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の「状況の進展に応じて段階的に講じていくべき施策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制等）」について協議することを目的として、大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。
（１）新型コロナウイルス感染症にかかる検査及び積極的疫学調査に関すること
（２）新型コロナウイルス感染症にかかる外来診療体制に関すること
（３）新型コロナウイルス感染症にかかる入院医療体制に関すること
（４）その他、新型コロナウイルス感染症に関連する事項

（組織）
第３条　協議会の委員は、別紙のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じてその他の関係者の出席を求めることができる。

（協議会の庶務）
第４条　協議会の庶務は、健康医療部保健医療室感染症対策企画課が行う。

（謝礼金等）
第５条　協議会における構成員等の謝礼金等の額は、日額九千八百円とする。なお、協議会の構成員が、第２条に規定する事項について文書により意見を述べる場合も同額を上限として支払うものとする。
２　委員等のうち公の経済（国、地方公共団体等）に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（費用弁償）
第６条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和４０年大阪府条例第３７号）による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。
２　前項の費用弁償の支給についての路程は、所在地の市町村から起算する。
３　前２項の規定に関わらず、委員等のうち府に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（雑則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
この要綱は、令和２年６月 10 日から施行する。
この要綱は、令和３年１月 18 日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。